課題

以下のニュースを見た上で,橋の所有者による橋を封鎖する行為は権利の濫用に該当するか否かにつき検討せよ(500 字程度)。https://www.mbs.jp/4chantv/news/hunman/article/2021/04/083584

レポート

当該の橋の所有者の主張は 1200 万で橋を住民で買取るか月極で料金を支払われない場合橋の 老朽化を改善することができないため住民が通行した際に、橋の損壊等により住民に被害が出た場 合管理瑕疵責任に問われるため橋を閉鎖するというものである。そもそも橋の所有者が管理瑕疵 責任に問われることと橋の閉鎖は別個に考えるべきだと思います。橋に起因した被害等を自己責任 ということで事前に了承を取っていればそもそも何ら問題のないことだと思います。つまり管理瑕疵 責任に問われるからという理由で橋を閉鎖するという主張自体が不当であり、ほぼ全ての住民が不 利益を被りなおかつそれによって所有者のみが結果何らかの利益を得ようとしているようにしか見 えず、権利の乱用に該当すると思います。